

労働災害が多発傾向にあることから 8 月 5 日、厚生労働省労働基準局土屋安全衛生部長から林業・木材製造業労働災害防止協会に対し、労働災害のない職場づくりを求める下記の緊急要請がありましたので、緊急要請の趣旨をご理解いただき、安全活動の取り組みの徹底をお願いします。

「労働災害のない職場づくり」

平成 26 年 8 月 5 日

林業・木材製造業労働災害防止協会長 殿

厚生労働省安全衛生部長

労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきましたが、労働災害による休業 4 日以上死傷者数が平成 22 年から 3 年連続で増加という事態となり、労使、関係者が一丸となって対策を講じた結果、平成 25 年には 4 年ぶりに前年を下回ることとなりました。

しかしながら、平成 26 年には再び増加傾向に転じ、死亡者数は対前年比 19.4% (6 月末時点) の大幅な増加、休業 4 日以上死傷者数も対前年比 3.6% (同) の増加と極めて憂慮すべき事態となっております。

このため、別添のとおり、労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請をいたします。貴団体におかれましては、労働災害防止に向けた取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請実施要領

1. 取組期間 平成 26 年 8 月 10 日から平成 27 年 1 月 31 日
2. 主唱者 林業・木材製造業労働災害防止協会
3. 実施者 林業・木材製造業労働災害防止協会本部・支部及び会員事業場
4. 会員事業場の実施事項

(1) 共通事項

経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施する。

安全の担当者(安全推進者)を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実する。

雇入れ時の教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施する。

(2) 林業関係

伐木作業における安全な作業手順(伐倒の基本・立入禁止区域)と「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」の遵守を徹底する。

非常作業時における安全衛生教育を徹底する。

車両系木材伐出機械の安全教育の実施と安全作業を徹底する。

暑熱時期における熱中症予防対策を徹底する。

(3) 木材製造業関係

木材加工用作業主任者等の適正な配置及び職務の励行を徹底する。

非常作業での労働災害が増加していることから、非常作業時における安全教育を徹底する。

木材加工用機械作業マニュアル等の遵守を徹底する。

荷役作業時における運送業者等との連携・調整を徹底する。

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年、24年と3年連続で増加という事態となり、労使、関係者一丸となって対策を講じた結果、平成25年は4年ぶりに前年を下回りました。しかしながら、平成26年は再び増加傾向に転じており、死亡者数は対前年比19.4%（6月末現在）の大幅な増加となっております。また、休業4日以上死傷者数も対前年比3.6%（同）の増加となっております。

本年の労働災害が増加している背景には、消費税の増税前の駆け込み需要や2月の大雪の影響のほか、4月以降も前年同期を上回る労働災害が発生していることから、産業活動が引き続き活発になっていることがあると考えられます。

また、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業、建設業、陸上貨物運送事業などでも、死亡災害が大幅に増加しており、経済状況が好転する中、人手不足が顕在化し、企業の安全衛生管理体制の「ほころび」が懸念されます。

さらに、小売業をはじめとする第三次産業において労働災害の割合が拡大傾向にあります。こうした業種では重篤な労働災害が少なく、安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱いことがその背景にあると考えられます。そのほか、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているかも確認が必要と考えます。

安心して働くことができる職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こうした点も考慮いただき、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成26年8月5日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 土屋 喜久